

報告事項2

平成25年4月20日以降における教職員の懲戒処分の状況について

平成25年4月20日以降における教職員の懲戒処分の状況について、報告する。

平成25年8月30日

<参考>

[趣旨]

平成25年4月20日以降において、教育長が専決した教職員の懲戒処分の状況について、委員会に報告する件。

[根拠規定]

地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

大阪府教育委員会事務決裁規則

(専決した事項等の報告)

第7条 教育長、教育監、教育次長、室長又は課長が専決した事項中必要と認められるものは、速やかに委員会の会議において報告しなければならない。

平成25年度1学期における教職員の懲戒処分の状況について

1 報告期間

平成25年4月20日～平成25年8月30日（前回報告から本日まで）

2 概要

期間中、15件（20名）の懲戒処分を行った。

（1）一般服務関係…6件（7名）

①体罰…4件（別途、服務上の措置2件）

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計	訓戒	訓告	嚴重注意	服務計
高等学校	0	0	0	0	0	0	1	0	1
支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	0	0	2	1	3	0	1	0	1
小学校	0	0	1	0	1	0	0	0	0
合計	0	0	3	1	4	0	2	0	2

<懲戒処分>

ア 市立中学校 男性教諭（27歳）『減給6月』

男子生徒に対し、事実関係を十分確認しないまま、厳しく指導したところ、素直に従おうとしなかったため、立腹し、生徒の脇腹を拳で叩き、肋骨にひびが入る怪我を負わせた。

なお、当該行為により「傷害」の容疑で書類送検された。

（指導対象となった行為の事実はなく、当該教諭の誤認であった。）

イ 市立中学校 女性教諭（57歳）『減給6月』

顧問を務める運動部の女子部員13名に対し、何度も同じミスをしたり、指示どおりにプレーができなかったとして、髪の毛を引っ張ったり平手で頬を叩くなどの体罰を計34回行った。

ウ 市立小学校 男性教諭（35歳）『減給1月』

運動会の組体操の練習の際、男子児童の危険な動きを指導している中で、当該児童を落ち着かせるため足をかけて地面に押し倒そうとしたところ、肘を骨折する怪我を負わせた。

エ 市立中学校 男性教諭（32歳）『戒告』

女子生徒の机に落書きをした男子生徒を指導した際、自らの行為を認めない態度に立腹し、胸ぐらを掴んで黒板に押し付け、黒板に貼られていたマグネットで後頭部を切り1針縫う怪我を負わせた。

<参考：服務上の措置>

ア 府立高等学校 男性教諭（33歳）『訓告』

顧問を務める運動部の練習試合中、男子部員にプレーの内容について指導したところ、同部員の態度を注意しようと足の甲で太ももを軽

く1回蹴った。

イ 市立中学校 男性教諭（44歳）『訓告』

遅刻してきた男子生徒数名に早く教室に入るよう声をかけた際、生徒の一人が当該教諭に「しょうもないことをしたら殺すぞ。」という暴言を言ったため、その発言を注意する中で、肩を両手で掴み壁に押しつけるなどし、後頭部と肩に打撲を負わせた。

②営利企業等従事制限違反及び信用失墜行為…1件

・ 府立高等学校 女性教諭（29歳）『停職6月』

5か月以上にわたり、勤務時間外に性風俗関連特殊営業を営む店に勤務し、約160万円の収入を得ていた。

③不適切な生徒対応…1件（2名）

・ 府立支援学校 女性教諭（45歳）『戒告』

・ 府立支援学校 女性実習助手（56歳）『戒告』

アトピー性皮膚炎の生徒に対し不衛生な状態のタオルケットを使用させ続け、洗濯をさせてほしいという保護者からの再三の要請を放置し続けた。また、生徒の身体にアザができていているという保護者からの申し出を受け、アザを確認したにもかかわらず、管理職等に報告せず、これらの不適切な対応の結果、保護者に著しい不信感を与えた。

（2）公金公物関係…6件（10名）

①学校徴収金等の私的流用、不適切な会計処理…3件（7名）

ア 市立中学校 男性主査（54歳）『懲戒免職』

平成22年11月から平成25年3月までの間、学校徴収金等から合計742万余円を横領し、飲食代やパチスロの遊興費として費消した。また、学校徴収金の未納者に対する督促業務を担当していたが、横領の事実が発覚することを恐れ、平成23年1月以降当該業務を行わなかったために、滞納額を増大させた。

<管理監督責任>

・ 市立中学校 男性校長（58歳）『減給3月』

・ 市立中学校 男性校長（58歳）『減給3月』

当時の校長2名は、預金通帳と銀行印の管理を当該主査に任せ、通帳を確認するなどのチェックを行わなかったために、横領行為を防止することができなかった。

イ 市立小学校 女性主査（59歳）『懲戒免職』

平成11年4月から平成23年3月までの間、給食費を横領し、住宅ローンの支払いなどに充てていた。また、給食費の未納者に対する督促業務も怠り、横領した金額と合わせ約993万円の不足額を発生させた。

＜管理監督責任＞

- ・市立小学校 男性校長（５９歳）『減給６月』

当該主査に対する管理監督が不十分であり、横領行為を防止することができなかつたのみならず、給食費に多額の未納額があることを認識していたにもかかわらず、適切な対応を怠つた結果、被害額を増大させた。

ウ 府立高等学校：男性課長補佐（５８歳）『停職３月』

平成２４年４月から平成２５年４月までの間、府立高等学校事務長として勤務していた際、本来は銀行口座に入金して会計処理すべき学校徴収金を現金で保管するなどし、また、業者への支払いを滞らせた。

＜管理監督責任＞

- ・府教委事務局 首席指導主事（元校長）（５９歳）『戒告』

学校徴収金等を適正に管理する責任があつたにもかかわらず、適切な措置を講じなかつたことから、当該補佐の不適切な会計処理を看過した。

②通勤手当の不正受給…３件

- ・府立高等学校 男性教諭（５３歳）『減給２月』
- ・府立高等学校 男性教諭（２９歳）『減給２月』
- ・府立高等学校 女性教諭（５５歳）『減給３月』

公共交通機関を利用するとして通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、自家用自動車による通勤を常態化させ、通勤手当を不正に受給した。

（３）公務外非行…３件

①盗撮…１件

- ・市立小学校 男性教諭（２９歳）『停職６月』

帰宅途中、電車内で女性のスカートの中をスマートフォンで盗撮した。

②交通事故…１件

- ・市立中学校：男性教諭（２７歳）『減給１月』

バイクで出勤途中、交差点に進入した際、自転車を避けようとして転倒し、滑走した自車を自転車に接触させ、自転車に乗っていた女性に怪我を負わせた。また、被害者の状況を十分に確認せず、自損事故であると判断し、救護措置及び警察への通報を怠つた。

③酒気帯び運転…１件

- ・市立中学校：男性教諭（５９歳）『停職６月』

自宅で発泡酒１本を飲んだ後、自動車を運転していたところ、飲酒検問で呼気１リットルあたり０．１９ミリigramのアルコールが検出され、酒

気帯び運転で検挙され罰金30万円の略式命令を受けた。

3 府教委の取り組み

- 小中学校の事務職員による学校徴収金等の横領事案が相次いで発生したことから、6月21日に行われた府内市町村教職員人事対策連絡協議会において、学校徴収金等の会計処理について規定整備やチェック体制の整備を行い不祥事防止と適正な会計処理に努めるよう注意喚起を行った。

- 個人情報の紛失事案が後を絶たないことから、7月31日に行われた府立学校臨時校長会において、各学校長に個人情報の適正な管理を指示した。

- 服務管理の徹底について、具体的な不祥事の事例を踏まえた府立学校長研修を9月上旬に実施する予定。

■平成25年度 懲戒処分の内訳(校種別) (4月20日～8月30日)

(単位:人)

年度	免職		停職		減給		戒告		合計	
	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24
高校			2		3	6	1	2	6	8
中学校	1	1	1		5	2	1		8	3
小学校	1	1	1	2	2	1		1	4	5
支援学校		1		1		1	2		2	3
合計	2	3	4	3	10	10	4	3	20	19

(単位:人)

年度	一般服務関係												公金公物関係				公務外非行関係								管理監督責任		合計						
	体罰		営利企業等従事制限違反及び信用失墜行為		不適切な生徒対応		職務命令違反		校内での不適切動画視聴		職場離脱		入試ミス		学校徴収金等の私的流用及び不適切会計処理		手当の不正受給		盗撮		交通事故		酒気帯び運転		窃盗		痴漢		校内での不適切行為		管理監督責任		合計
	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24	
高校		1	1					2		1				3	1		3	1											1		6	8	
中学校	3	2												1				1		1								2		8	3		
小学校	1	1									1								1									1		4	5		
支援学校		1		1	2																			1						2	3		
合計	4	5	1	1	2			2		1		1		3	3	3	1	1	1	1	1	1		1		1	2	4	20	19			

■行為態様別懲戒処分件数比較(4月20日～8月30日)

(単位:人)

種別	免職		停職		減給		戒告	
	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24
一般服務関係	体罰			1	3	4	1	
	営利企業等従事制限違反等			1		1		
	不適切な生徒対応						2	
	職務命令違反							2
	校内での不適切行為不適切動画視聴						1	
	職場離脱							1
公金公物関係	入試ミス				3			
	学校徴収金等の私的流用及び不適切会計処理	2		1				
	手当の不正受給					3	1	
公務外非行関係	盗撮		1	1				
	交通事故					1		
	酒気帯び運転			1				
	窃盗		1					
	痴漢		1					
	校内での不適切行為				2			
管理監督関係					3		1	
合計	2	3	4	3	10	10	4	3

参考資料